



専 決 処 分 書

令和7年度岩沼市国民健康保険事業特別会計予算歳入のうち、保険給付費等交付金等について減が生じ、また、歳出のうち、療養給付費等について減が生じたので、既定予算の補正（第3号）を要するが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

岩沼市長 佐藤 淳 一

令和7年度

岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)

令和7年度岩沼市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度岩沼市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172,866千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,073,552千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		30,877	△228	30,649
	1 国庫補助金	30,877	△228	30,649
4 県支出金		3,125,965	△160,868	2,965,097
	1 県補助金	3,125,965	△160,868	2,965,097
6 繰入金		392,068	△10,850	381,218
	1 他会計繰入金	259,821	△7,773	252,048
	2 基金繰入金	132,247	△3,077	129,170
8 諸収入		8,054	△920	7,134
	2 雑収入	5,054	△920	4,134
補正されなかった款項に係る額		689,454	0	689,454
歳入合計		4,246,418	△172,866	4,073,552

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		70,211	△10,341	59,870
	1 総務管理費	50,448	△10,341	40,107
2 保険給付費		3,097,977	△162,525	2,935,452
	1 療養諸費	2,670,731	△138,835	2,531,896
	2 高額療養費	410,709	△18,190	392,519
	4 出産育児諸費	12,506	△4,500	8,006
	5 葬祭諸費	4,000	△1,000	3,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,003,548	0	1,003,548
	1 医療給付費分	685,567	0	685,567
4 保健事業費		51,723	0	51,723
	1 特定健康診査等事業費	38,969	0	38,969
補正されなかった款項に係る額		22,959	0	22,959
歳出合計		4,246,418	△172,866	4,073,552

一、 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	既 定 額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金	30,877	△228	30,649
4 県 支 出 金	3,125,965	△160,868	2,965,097
6 繰 入 金	392,068	△10,850	381,218
8 諸 収 入	8,054	△920	7,134
補正されなかった款に係る額	689,454	0	689,454
歳 入 合 計	4,246,418	△172,866	4,073,552

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費	70,211	△10,341	59,870
2 保 険 給 付 費	3,097,977	△162,525	2,935,452
3 国民健康保険事業費納付金	1,003,548	0	1,003,548
4 保 健 事 業 費	51,723	0	51,723
補正されなかった款に係る額	22,959	0	22,959
歳 出 合 計	4,246,418	△172,866	4,073,552

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			△10,341
△160,868			△1,657
△228			228
		△920	920
△161,096		△920	△10,850

2 歳入

3款 国庫支出金

1項 国庫補助金

目	既定額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 災害臨時特例補助金	350	△ 228	122	1 災害臨時特例補助金	△ 228
計	30,877	△ 228	30,649		

4款 県支出金

1項 県補助金

1 保険給付費等交付金	3,125,965	△ 160,868	2,965,097	1 普通交付金	△ 160,868
計	3,125,965	△ 160,868	2,965,097		

6款 繰入金

1項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	259,821	△ 7,773	252,048	4 職員給与等繰入金	△ 4,772
				6 出産育児一時金等繰入金	△ 3,001
計	259,821	△ 7,773	252,048		

2項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	132,247	△ 3,077	129,170	1 財政調整基金繰入金	△ 3,077
計	132,247	△ 3,077	129,170		

8款 諸収入

2項 雑入

3 雑入	4,704	△ 920	3,784	1 特定健康診査等徴収金	△ 920
計	5,054	△ 920	4,134		

(単位: 千円)

説	明	
災害臨時特例補助金		△ 228
<充当先> 3 1 1	国保事業費納付金 (医療分) に要する経費	△ 228

普通交付金		△ 160,868
<充当先> 2 1 1	医療費の給付事業	△ 133,843
2 1 2	療養費の給付事業	△ 6,445
2 1 3	診療報酬審査支払手数料に要する経費	△ 2,390
2 2 1	高額療養費の給付事業	△ 18,190

職員給与等繰入金		△ 4,772
出産育児一時金等繰入金		△ 3,001

財政調整基金繰入金		△ 3,077
-----------	--	---------

特定健康診査等徴収金		△ 920
<充当先> 4 1 1	特定健康診査等に要する経費	△ 920

3 歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	46,641	△10,341	36,300				△10,341
計	50,448	△10,341	40,107				△10,341

2款 保険給付費

1項 療養諸費

1 療養給付費	2,638,375	△130,000	2,508,375	△133,843			3,843
2 療養費	20,738	△6,445	14,293	△6,445			
3 審査支払手数料	11,618	△2,390	9,228	△2,390			
計	2,670,731	△138,835	2,531,896	△142,678			3,843

2項 高額療養費

1 高額療養費	409,659	△18,190	391,469	△18,190			
計	410,709	△18,190	392,519	△18,190			

4項 出産育児諸費

1 出産育児一時金	12,506	△4,500	8,006				△4,500
計	12,506	△4,500	8,006				△4,500

5項 葬祭諸費

1 葬祭費	4,000	△1,000	3,000				△1,000
計	4,000	△1,000	3,000				△1,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	△10,341	国民健康保険一般管理に要する経費	△10,341
18 負担金、補助及び交付金	△130,000	医療費の給付事業	△130,000
18 負担金、補助及び交付金	△6,445	療養費の給付事業	△6,445
12 委託料	△2,390	診療報酬審査支払手数料に要する経費	△2,390
18 負担金、補助及び交付金	△18,190	高額療養費の給付事業	△18,190
18 負担金、補助及び交付金	△4,500	出産育児一時金の給付事業	△4,500
18 負担金、補助及び交付金	△1,000	葬祭費の給付事業	△1,000

3款 国民健康保険事業費納付金

1項 医療給付費分

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 医療給付費分	685,567	0	685,567	△228			228
計	685,567	0	685,567	△228			228

4款 保健事業費

1項 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	38,969	0	38,969			△920	920
計	38,969	0	38,969			△920	920

(3款) 国民健康保険事業費納付金 (1項) 医療給付費分

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
